西三河都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設) 岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る 都市計画の概略の案



西尾市の木「くすのき」

令和4年10月

西尾市

はじめに

本都市計画の概略の案は、岡崎市、西尾市及び幸田町のごみ処理を広域化する岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業について、「都市計画運用指針」(令和4年4月一部改正)に基づき、令和4年5月に公表した「西三河都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る都市計画の構想段階評価書」及び当該評価結果に係る住民意見等を踏まえ、都市計画の概略の案を決定したものである。

目 次

1.	都市計画を定めようとする目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	当該施設の位置を決定した経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3.	上位計画における当該施設の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(1) 西尾市都市計画マスタープラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(2) 第7次西尾市総合計画後期計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(3) 西三河都市計画区域マスタープラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4.	対象事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(1) 対象事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(2) 工事計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5.	構想段階の評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(1) 複数の概略の案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(2) 構想段階評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
6.	都市計画の構想段階評価書の評価結果と意見を踏まえた決定の考え方・・・・・・・	7
7.	都市計画の概略の案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(1) 都市計画の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(2) 名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(3) 位置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(4) 区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1C
	(5) 面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1C
8.	構想段階評価書の案及び構想段階評価書に係る意見と都市計画決定権者の見解・・・・	11
	(1)「構想段階評価書の案」に係る一般からの意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	(2)「構想段階評価書」に係る関係行政機関からの意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
INA	参考「計画段階環境配慮書」に係る愛知県知事の意見・・・・・・・・・・・・・	25
9.	都市計画の手続等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	(1) 都市計画の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	(2) 都市計画の概略の案の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	(3) 都市計画の概略の案の説明会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	(4) 問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28

1. 都市計画を定めようとする目的

ごみ焼却場などのごみ処理施設は、我々の日常生活や企業の事業活動などで排出されるごみを 処理し、清潔で快適な都市環境を提供する必要不可欠な施設です。

現在、岡崎市、西尾市及び幸田町(以下「2市1町」という。)のごみ処理(産業廃棄物を除く。)は、西尾市クリーンセンター(平成12年4月供用開始)、岡崎市八帖クリーンセンター(平成8年2月供用開始)及び岡崎市中央クリーンセンター(平成23年7月供用開始)で行われています。(各施設の概要と位置は表1、図1を参照)

このようなごみ焼却施設に関して、平成9年5月、国は都道府県に対し、主にごみ処理に伴うダイオキシン類の削減を図るため、ごみ処理の広域化計画を策定するよう通知しています。これを受けて愛知県は、平成10年10月に「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定し、県内を焼却能力300 t/日以上を基準とした13ブロックに集約を図ることとしています。その後、平成21年3月には第2次計画を策定しています。なお、令和3年11月には、廃棄物処理経費の縮減、気候変動対策の推進、災害への対応等の観点から、より安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築を推進するため、愛知県は「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画(2021年度~2030年度)」を策定しており、本計画においても西尾市クリーンセンター及び岡崎市八帖クリーンセンター1号炉を集約することとされています。

この「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を踏まえ、平成11年2月に設置した2市1町で構成する岡崎西尾地域広域化ブロック会議では、平成17年3月に「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」を策定し、令和12年度を稼働目標年度として現在稼働している西尾市クリーンセンターと岡崎市八帖クリーンセンター1号炉の両施設を統合して1施設への集約化を目指すこととしました。その後、新たなごみ処理施設の建設候補地の選定や地元調整を進め、令和2年2月には、岡崎西尾地域広域化ブロック会議で建設予定地は現西尾市クリーンセンター敷地とすることを確認しました。

こうしたことから、本都市計画は、2市1町のごみ処理施設を集約して、広域化による効率的かつ安定的なごみ処理事業を推進するために、新たなごみ処理施設として「西三河都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)岡崎西尾地域広域ごみ処理施設」を定めようとするものです。

表1 既存施設の概要

j.	施設名	西尾市クリーンセンター	岡崎市八帖クリーン センター	岡崎市中央クリーン センター
設置主体		西尾市	岡崎市	岡崎市
所在地		西尾市吉良町岡山大岩山 65番地	岡崎市八帖南町字立島 2番地1	岡崎市板田町字西流石 2番地1
処理	則対象区域	西尾市	岡崎市、幸田町	岡崎市、幸田町
焼却処理施設	処理能力	195 t /日 (65 t /日×3炉)	100 t /日	380 t /日 (190 t /日×2炉)
里梅	処理方式	全連続燃焼式流動床炉	全連続燃焼式ストーカ炉	シャフト炉式ガス化溶融
記	供用開始	平成 12 年4月	平成8年2月	平成 23 年7月

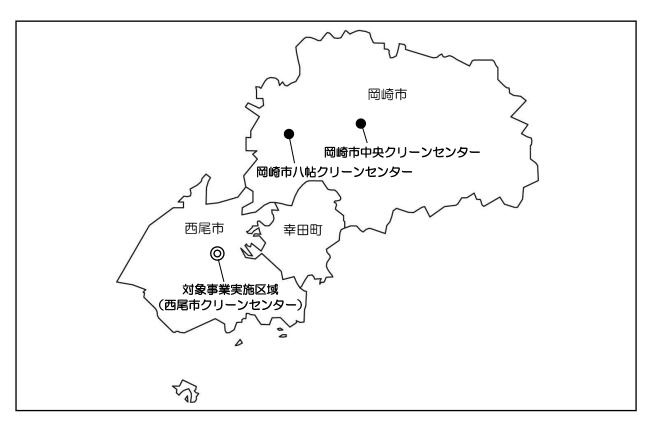


図1 既存施設及び対象事業実施区域位置図

2. 当該施設の位置を決定した経緯

国や県のごみ処理広域化の方針を受けて、これまで2市1町では、岡崎西尾地域広域化ブロック会議において広域のごみ焼却施設の候補地の検討を行ってきました。

当該施設の位置を決定した経緯は、表2に示すとおりです。

表2 当該施設の位置を決定した経緯

年月	表と一当該他設の位直を決定した桎梏といった。 概要
	岡崎市、西尾市、幸田町、額田町、一色町、吉良町及び幡豆町の2市
平成 11 年2月	5町(その後の合併により2市1町)で構成する岡崎西尾地域広域化
	ブロック会議を設置しました。
	「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」を策定。岡崎西尾ブロック内に
平成 17 年 3 月	ある4施設(旧岡崎市中央クリーンセンター、岡崎市八帖クリーンセ
1/2/11 10/3	ンター1号炉、同2号炉及び西尾市クリーンセンター)のごみ焼却施
	設を統合し、2施設への集約化を目指すこととしました。
	「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」に基づき、旧岡崎市中央クリー
平成 23 年7月	ンセンターと岡崎市八帖クリーンセンター2号炉の集約施設として、
	岡崎市中央クリーンセンターの供用を開始しました。
	最新の状況におけるごみ発生量見込みを推計。その数値に基づく新施
平成 25 年 2 月	設の処理能力や施設更新時期を平成37(令和7)年度以降で検討・協
1/2/20 1/2/3	議していくこととする「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」の概要の
	見直しを行いました。
	岡崎西尾地域広域化ブロック会議を開催。平成 42 (令和 12) 年度に
	岡崎市八帖クリーンセンター1号炉及び西尾市クリーンセンターを統
平成 26 年 11 月	合した広域新施設の供用開始を目指す。また、広域新施設の立地エリ
1,50 20 1 1 1 7 3	アは、地域住民の利便性、収集運搬の効率性などの立地選定の諸条件
	及び岡崎市中央クリーンセンターとの位置的バランスを考慮して検討
	することとしました。
	西尾市クリーンセンター敷地内に広域新施設が建設可能かどうか調査
平成 28 年6月~	業務を実施し、調査結果は、300t/日規模の施設の建設は可能であり、
	建設候補地のひとつとなり得るとの結果でした。
	岡崎西尾地域における広域新施設の立地場所となる候補地を選定する
平成 30 年8月~	ため、適地選定業務を実施し、法制約条件や収集運搬効率、敷地面積、
	周辺条件などから候補地の点数化を行い、各市町で最も点数の高かっ
	た1箇所ずつを候補地として選定しました。
	岡崎西尾地域広域化ブロック会議幹事会において、候補地のうち点数
令和元年5月	の最も高かった現西尾市クリーンセンター敷地を最有力候補地とし、
	関係者への調整及び合意形成を図っていくことを決定しました。
令和2年2月	岡崎西尾地域広域化ブロック会議にて建設予定地は現西尾市クリーン
	センター敷地とすることを確認しました。
	西尾市長を会長とする岡崎西尾地域広域ごみ処理西尾地区施設建設会
令和2年6月∼	議を新たに設置し、西尾市が主体となって、岡崎市及び幸田町と連携
	を図り、事業を進めるにあたって必要な事項の検討・調整を進めてい
	ます。

3. 上位計画における当該施設の位置付け

(1) 西尾市都市計画マスタープラン(平成30年5月一部改定 目標年次令和6年度)

西尾市都市計画マスタープランにおいては、ごみ処理場の整備の方針として、「西尾市クリーンセンターと岡崎市八帖クリーンセンター1号炉を統合した広域新焼却施設の供用を目指し、2市1町(西尾市、岡崎市、幸田町)で検討・協議します。」と掲げられており、当該施設は、西尾市都市計画マスタープランの位置付けに基づいた施設です。

(2) 第7次西尾市総合計画後期計画(平成30年3月 西尾市)

第7次西尾市総合計画後期計画においては、「クリーンセンターの機能を適正に維持するため、 ごみの減量や長寿命化工事を行うとともに、岡崎市、幸田町と2市1町で広域化計画に基づき、 建替えを検討していく必要があります。」と掲げられており、これに該当するものです。

(3) 西三河都市計画区域マスタープラン(平成31年3月 愛知県)

西三河都市計画区域マスタープラン(平成31年3月 愛知県)においては、その他都市施設の主要な施設の方針として「一般廃棄物処理施設は、市町村の区域を越えた広域的な連携も視野に入れて周辺施設への影響や輸送効率などを考え合わせ、愛知県廃棄物処理計画および市町村が定める一般廃棄物処理基本計画に基づいて施設の整備・充実を促進します。」とされており、これに該当するものです。

4. 対象事業の概要

(1) 対象事業の概要

表3 対象事業の概要

対象事業の種類	ごみ処理施設(ごみ焼却施設)の設置事業			
名 称	西尾市クリーンセンター			
位置及び面積	西尾市吉良町岡山大岩山地内ほか 約 4.45ha			
施設規模(処理能力)	292 t /日			

(2) 工事計画の概要

表4 工事工程表(予定)

年度項目	令和 7年度 (1年目)	令和 8年度 (2年目)	令和 9年度 (3年目)	令和 10 年度 (4年目)	令和 11 年度 (5年目)	令和 12年度 (6年目)
解体工事	\rightarrow					
設計						
土木・建築工事					—	
プラント設備工事					—	
外構工事					\longrightarrow	
試運転					\longrightarrow	
供用						\rightarrow

5. 構想段階の評価結果

(1) 複数の概略の案

複数案について検討した結果、施設の配置についてA案(煙突西側配置)とB案(煙突東側配置)の2案、煙突高さについて①案(80m)、②案(59m)の2案を設定しました。 設定した複数案は、図2に示すとおりです。

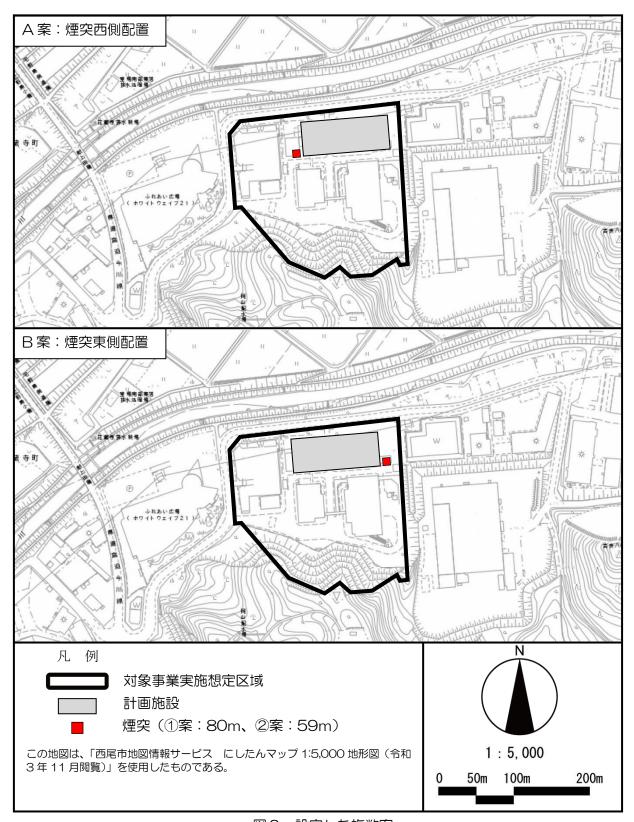


図2 設定した複数案

(2) 構想段階評価結果

設定した複数案について、各案を都市計画の観点から比較評価を行いました。評価結果は表5に示すとおりです。

表5 構想段階評価結果

	である。						
				評価結果			
評価分野	平価分野 評価項目		А	案	В	案	
			①案	②案	①案	②案	
	農林漁業との健全な調和			〇 農業との健全な調和が図れます。			
		現況土地和	川用との整合性の観	0			
		点からの周	別辺居住環境や都市	周辺の居住環境や都市活動への影響は少ないと考			
			る影響の評価	えられます。			
	健康で文		別用方針との整合性		——————————————————————————————————————		
****	化的な都		の周辺居住環境や			洁への影響は	少ないと考
都市計画の	市生活及	都中店動に	対する影響の評価	えられます。			
一体性・総合	び機能的	近接する居	B住地区·公益施設	バナヤナフロ <i>ド</i>) ++14cz //++) ╆═╗╸ ० ₽網	リナルキハト
性の確保	な都市活	への影響		近接9 る店に 考えられます		施設への影響	は少ないこ
	動の確保			5201145	9 o	<u> </u>	
				廃棄物運搬 す	i面の交诵は、	_、 敷地内の進	入路、待避
		周辺交通への影響				周辺交通への	
				いと考えます		3/2//2	20 E 10 D
	土地利用規制と都市施設の計画との連携			()		
	等、一体の	ものとして	対果を発揮	当該施設の効果を十分に発揮できます。			
	環境の自		窒素酸化物	0			
	然的構成 大気質	革系版 1270		ノ ことから	大た影響は		
	要素の良	八八八	有害物質等				ハるが自じ
	好な保持						
自然的環境	人と自然との豊か		景観資源及び主要	〇 直接改変はないことから、計画施設の存在が重大		+++×=+	
の整備又は							
保全		早知	状況	な環境影響を及ぼすことはありません。			
	な触れ合	景観	施設の存在による	いずれの対象) で1家画はA	ノ いても 計画	体型 (海丸)
	いの確保		眺望景観への影響				
							ン、主バる
円滑な都市活	 5動の確保	l	<u>I</u>	環境影響を及ぼすことはありません。 「都市計画の一体性・総合性の確保」参照			参照
良好な都市		l- o Tria 'C		.)	
環境の保持	敷地内緑地の確保		可能な限り約	录地が配置で	- きるように検	討します。	
				0	0	0	0
適切な規模	 事業コスト	の海正		事業コストに	は適正と考え	られます。ま	た、煙突高
及び必要な	尹未コ人			さの低い方だ	が事業コスト	は小さいと考	えられま
位置への配				す。			
置	事業期間長	長期化リスク	7		`		
					_	ないと考えら	_
	総合評価			0	0	0	0

各案の相対的な評価において、「優れている」を「 \odot 」、「優れている案に比べて劣っている」を「 \odot 」としました。また、各案が「同等」の場合は「 \odot 」としました。

6. 都市計画の構想段階評価書の評価結果と意見を踏まえた決定の考え方

「都市計画の構想段階評価書」(以下、「構想段階評価書」という。)における複数案の比較では、評価分野のうち、「適切な規模及び必要な位置への配置」の「事業コストの適正」について、煙突高さの低い②案(煙突高さ59m)の方が、①案(煙突高さ80m)に比べ事業コストは小さいと評価しました。また、「都市計画の構想段階評価書の案」(以下、「構想段階評価書の案」という。)に対する一般からの意見では、「建設予定地の選定経緯」等について意見がありました。

同時に公表した環境影響評価手続の「計画段階環境配慮書」では、計画段階配慮事項である大気質、景観について、複数案の環境影響の比較を行い、影響の程度は同程度であると評価しました。その後、愛知県知事意見として、「事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること」「計画施設及び煙突の存在に伴う景観への影響が懸念されるため、これらの形状及び色彩に配慮した事業計画とするとともに、十分な現地踏査を実施した上で、適切な予測地点及び評価地点を検討すること」などが通知されました。(一般からの意見等は後述参照。)

これらのことを勘案し、複数案から単一の概略の案(以下、「都市計画の概略の案」という。) への絞り込みにあたっては、敷地の有効活用等の観点も踏まえ、煙突の高さや施設の配置の検討を行いました。

(1)煙突の高さについて

煙突高さに係る検討結果は、表6に示すとおりです。

煙突の高さに係る大気質、景観の影響については、構想段階評価書において①案、②案ともに 重大な影響がないことを確認しておりますが、煙突の構造、敷地の有効活用の観点から、②案(煙 突高さ59m)の方が、工場棟と合わせて建築することで、敷地を有効に活用することが可能であ り優位となることから、②案(煙突高さ59m)を採用することとしました。

なお、煙突高さを59mとしたことから、煙突と建屋は一体型とすることとしました。

煙突高さ 項目 ①案:80m ②案:59m 煙突の構造 ●地震や風荷重の影響が大きく独立 ○工場棟と合わせて建築することが して建築される。 超高層建築物と同 できる。 様の扱いとなり、構造について大臣 ○構造について大臣認定の取得が不 認定を取得する必要があるため、設 要である。 計や手続に期間を要する。 ●煙突が独立するため、敷地スペース ○工場棟と合わせて建築することで、 敷地の有効活用 の有効活用が図りづらい。 敷地を有効に活用することが可能 となる。 ●設置が必要 航空法による航空 ○設置不要 障害灯の設置義務 〇煙突高さ80mに比べ安価である。 建設費用 ●煙突高さ59mに比べ、高価である。

表6 煙突高さの検討

〇:メリット、●:デメリットを示す。

(2)施設の配置について

施設の配置に係る検討結果は、表7に示すとおりです。

施設の配置に係る景観への影響については、構想段階評価書においてA案、B案ともに重大な影響がないことを確認しておりますが、敷地の有効活用、日影規制への対応の観点から、プラットホーム東側(A案:煙突西側配置)の方が、プラットホームから退出するためのランプウェイが比較的短く、敷地の有効活用を図りやすいこと、また、日影規制への対応が優位となることから、A案(煙突西側配置)を採用することとしました。

表7 施設配置の検討

	施設	配置
項目	プラットホーム東側	プラットホーム西側
	(A 案:煙突西側配置)	(B 案:煙突東側配置)
概要	・プラットホームを敷地東側に配置	• プラットホームを敷地西側に配置
	・プラットホーム側の高さが低く、建屋	・プラットホーム側の高さが低く、建屋
	のボリュームゾーンは西側	のボリュームゾーンは東側
	• 煙突は敷地の西側	• 煙突の配置が東側
	フラット	ブラット
敷地の有効	〇プラットホームから退出するためのラ	●プラットホームから退出するためのラ
活用	ンプウェイが比較的短く、敷地の有効	ンプウェイが比較的長くなるため、ラ
	活用を図りやすい。	ンプウェイを支える柱により、敷地の
	また、ランプウェイが短くなる分、経	有効活用が図りづらい。
	済的にも有利である。	
日影規制へ	〇民地と接する東側の敷地境界に対する	●民地と接する東側の敷地境界に対する
の対応	日影規制に対して、比較的高さが低い	日影規制に対して、比較的高さが高い
	プラットホームを配置するため、日影	炉室(処理設備)を配置するため、日
	規制の影響が小さい。	影規制の影響が懸念される。

○:メリット、●:デメリットを示す。

以上の検討結果から、本事業の実施にあたり、敷地の有効活用等の観点からも優位であると考えられる「A案:煙突西側配置」「②案:煙突高さ59m」を、都市計画の概略の案として決定しました。

7. 都市計画の概略の案

(1) 都市計画の種類

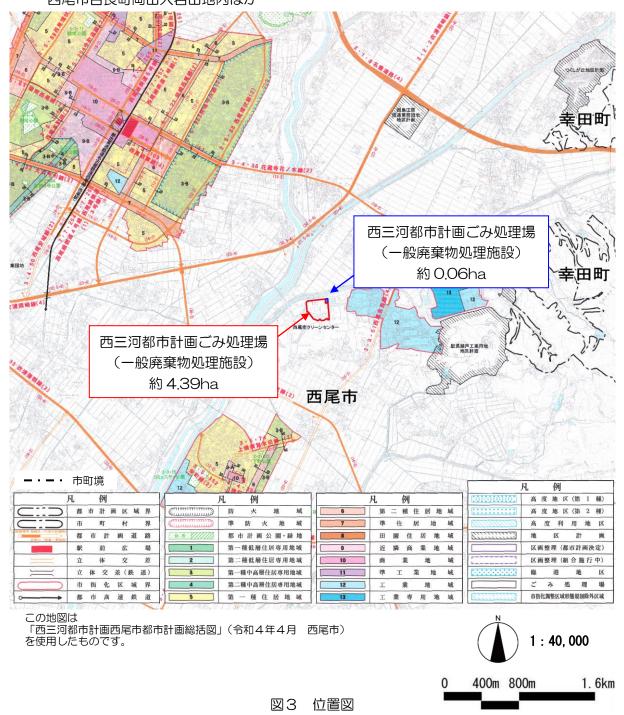
西三河都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)

(2) 名 称

西尾市クリーンセンター

(3)位置

西尾市吉良町岡山大岩山地内ほか



(4)区域

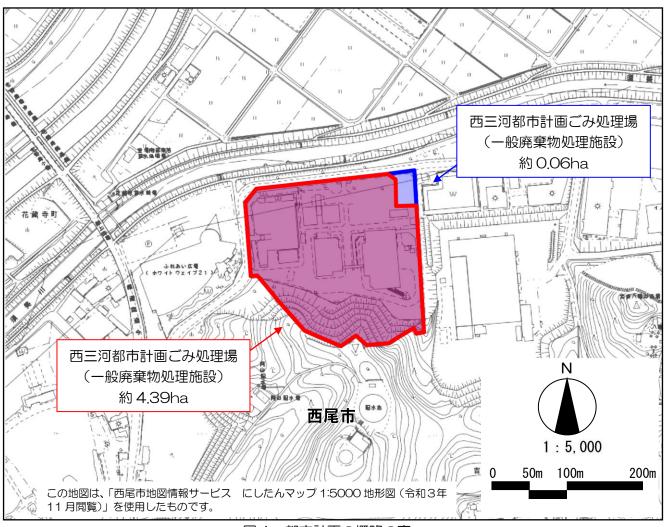


図4 都市計画の概略の案

(**5**) 面 積 約 4.45ha

参考 施設配置案

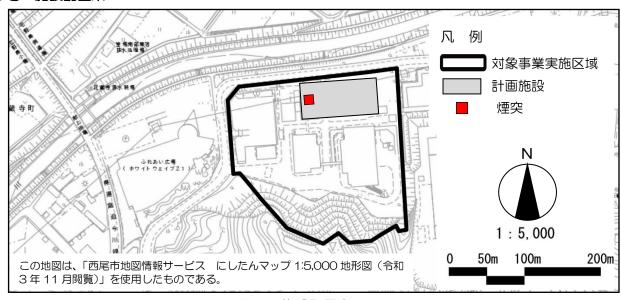


図5 施設配置案

8. 構想段階評価書の案及び構想段階評価書に係る意見と都市計画決定権者の見解

(1)「構想段階評価書の案」に係る一般からの意見

「構想段階評価書の案」について意見を求めた結果、提出された一般からの意見の概要及び都 市計画決定権者の見解は、表8に示すとおりです。

表8(1) 構想段階評価書の案についての一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号 都市計画決定権者の見解 意見の概要 第2章 都市施設の目的及び内容 経済性については、用地購入費及び概 *2 選定経緯で経済性を詳しく説明すべき 算造成工事費等により評価しており、用 p19「複数の都市計画の概略の案の設定…位置及び 規模に関する複数案の設定は行わず、施設の配置及び構|地購入費については、全国地価マップか 造等について複数案を設定する。」とあるが、少なくと ら各候補地の1㎡当たり単価の最小及 も、「都市計画の一体性・総合性の確保」、「自然的環境|び最大値から単価を5段階に設定し、評 価基準としております。候補地に当該市 の整備又は保全」、「適切な規模及び必要な位置への配 町の用地が含まれる場合、用地購入費は 置」、「円滑な都市活動の確保」 及び 「良好な都市環境の 見込まないものとしていることから、現 保持」の5つの評価分野について評価を行うp161とし 施設の位置する西尾市クリーンセンタ ながら、「4.4.5 適切な規模及び必要な位置への配置」 ー敷地の経済性の評価が高くなってお を追加している。このうち事業コストの適正p164につ いては、「2.1.4 建設予定地の選定経緯」からの資料で、 ります。また、概算造成工事費等につい ても、敷地全体概算造成等の費用を算出 O1、N1、N2、N3、N4、N5、N6、K1、K2毎の経 |済性(用地購入費、概算造成工事費等) p8の結論だけが|した上で、各候補地の1㎡当たり単価の 最小及び最大値から単価を5段階に設 |記載してあるが、内容を詳しく説明すべきである。 N4(現西尾クリーンセンター)だけが経済性は10点満|定し、評価を行った結果となっておりま 点で、他のケースの3~4点と大きく差を付けている。 もう決まったことだ 構想段階評価書の案 p8 からとして「施設建設 OF STREET, ST. 道路段機度との関係 搬入線と集体の関係 学校・指祉施設・病院までの影響 費用は基本的には変わ らない。施設構造(煙突 可川担艦による役水に対する安全性 ため他の決壊による役水に対する安全性 の高さ)については、 煙突高さの低い方が事 インフラ(上水流、電力)の整備状況 局地議入費 業コストは小さいと考 えられる。」p208と子

どもにもわかるような複数案比較はやめるべきである。

表8(2) 構想段階評価書の案についての一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	(2) 構想段階評価書の条についての一般からの意見 	都市計画決定権者の見解
2	*共通1 事業位置決定段階の複数案を配慮書で検討	配慮書について、位置の複数案の設定
_	すべき	が重要であると理解しておりますが、ご
	p7「岡崎西尾地域広域化ブロック会議において、次	み処理施設という性質上、建設候補地の
	期広域ごみ処理施設の建設予定地は、候補地のうち得点	選定は地元のご理解が非常に重要であ
	 の最も高かった現西尾市クリーンセンター敷地(N3)と	り、選定段階で複数の候補地を公表する
	することが決定され、西尾市ホームページなどで公表さ	ことは、それぞれの地元に多大な影響を
	れている。」とあるが、この事業位置決定段階での複数	及ぼすことが懸念されます。このため、
	案決定が配慮書の案でもっとも必要である。	候補地決定後に配慮書の手続きを実施
	少なくとも、他と比べ点数の低い「道路混雑度との関	することといたしました。
	係」、「河川氾濫による浸水に対する安全性」、「障害物等	また、ご意見のあった「道路混雑度と
	の有無」p8 については、第3章配慮書対象事業実施想	の関係」、「河川氾濫による浸水に対する
	定区域及びその周囲の概況の中で詳細に示すべきであ	安全性」、「障害物等の有無」については、
	వ .	愛知県環境影響評価条例に基づく評価
	また、「道路混雑度との関係」、「河川氾濫による浸水	項目とは異なることから、配慮書の項目
	に対する安全性」に関連する項目を配慮書の案の評価項	としては考えておりませんが、事業計画
	目に加えるべきである。	の検討にあたっては、これらの内容にも
		十分配慮してまいります。
3	*共通2 焼却処理能力は過大ではないか	ごみ焼却施設の処理能力約 310t/日
	p10 ごみ焼却施設処理能力:約310t/日は、過大では	は、「岡崎西尾地域循環型社会形成推進
	ないのか。岡崎市八帖クリーンセンター 100t 炉と西	地域計画」において、稼働開始を予定し
	尾市クリーンセンター 195t(65t×3)炉の焼却能力を	
	集約しただけではなく、15t/日も増加する計画である。	に、地震や水害等の災害に伴い発生する
	規模算定の根拠 p19 にしている岡崎西尾地域循環型	災害廃棄物処理分も考慮して算出した
	社会形成推進地域計画(令和2年11月)では操業開始予	
	定の 2030 (令和 12)年の予測までしか行っていない。	
	人口減少が顕著になる 2030 年以降の人口減によるご	
	み排出量の減少を考慮すれば、過大設備となる可能性が	
	高い。	しております。
	このため、位置はもちろん、規模についても現時点で	
	の人口予測、将来焼却ごみ量の再予測を行うべきであ	
	現に、豊橋田原ごみ処理施設整備事業は、2015年	
	の配慮書〜2019 年評価書まで済んでいたにもかかわ	
	らず、2010年に処理能力を見直し、旧計画の520t/	
	日の 8 割の 417t/日とすることとし、2021 年 10 日には進歴書の恋恵の音目を集めている	
1	月には準備書の変更の意見を集めている。 *共通3 焼却施設数を明記すべき	焼却施設数(炉数)については、今年
4	*共通3 焼却施設数を明記9/13 p12 ごみ焼却施設の緒元として、処理能力約310t/	
	日、処理方式、処理対象でみ、公害防止設備、煙突高さ、	
	ロ、処理力式、処理対象との、公告的正設備、程夫局と、 運転計画とあるが、焼却施設数を明記すべきである。ま	
	さか1基だけではないと思われるが、焼却施設の保守点	
	検時期等、実際の焼却能力を検討するうえで重要な項目	
	である。	
平 ロ O		

番号2~4は計画段階環境配慮書の案及び都市計画の構想段階評価書の案に共通して提出された意見書の内容です。

表8(3) 構想段階評価書の案についての一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
5	*共通4 自主規制値を早期に適切に	自主規制値については、今年度策定す
	p14「法令に基づく基準値に比べ厳しい自主規制値	
	を今後設ける計画」とあるが、本来はこの配慮書の案で	
	明記すべきであるが、次の段階の方法書では適切な値を	
	設定すべきである。また、法規制値だけを記載するので	
		況等は記載しておりませんが、方法書以
		降の図書において、既存施設の維持管理
	結果をこの表に追加して分かり易くすべきである。 	状況の記載について検討いたします。
	 表2 2 3 医存施設の法規制値等 配置の変 11 単位 才能協定の 対した 対した 3 に対して 1 に対して 2 に対して 2 に対して 3 に対して 3	
6	*共通5 雨水は汚れているので処理して放流を	ごみや焼却灰は建屋内で処理及び保
	p14「生活排水及び雨水は、処理を行ったのち、既	管するとともに、焼却灰の運搬時には飛
	存の水路等を通じて須美川へ放流する計画である」とあ	散防止措置を講じる計画であり、運搬
	るが、ごみ焼却施設の場内雨水は予想外に汚れており、	時・保管時を含めて雨水との接触がない
	有害物質で汚染されている場合もあるため、プラント系	
	生活系排水と同様に処理し、須美川に放流することが望まれる。	ਰ
7	*共通6 低公害型建設機械の使用は発注条件に	排出ガス対策型や低騒音型の建設機
		械は数多くありますが、特に低振動型に
	 振動対策…建設機械は、可能な限り排出ガス対策型及び	ついて、使用するすべての種類の建設機
	 低騒音型の建設機械を使用する。」 とあるが、 「可能な限	械にはないため、このような記載として
	り」では、努力さえすればいいことになる。また、低振	おりますが、排出ガス対策型建設機械、
	」 動型建設機械が欠落している。発注条件に排出ガス対策	低騒音・低振動型建設機械及び低炭素型
	型及び低騒音型・低振動型の建設機械使用を明記すべき	建設機械については、積極的な使用に努
	である。さらに地球温暖化対策のため低炭素型建設機械	めてまいります。
	の使用についても迫加すべきである。	なお、発注条件への記載については、
		今後検討してまいります。
8	*共通7 粉じん対策は具体的に	工事中の粉じん対策については、方法
	p15「工事中の環境保全対策②粉じん対策…工事中	書以降の段階において、より具体的な内
	は建設機械の稼働等による砂の巻き上げや土砂等の飛	容の計画の検討を進めてまいります。
	散を防止するため、施工区域をフェンス等により仮囲い	なお、粉じん対策を含む本事業での環
	する。また、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止す	境保全対策の具体的な方法については、
	る。」とあるが、もっと具体的に記載すべきである。仮	今後工事の発注までに検討していきた
	囲いの高さ、散水の頻度又は散水条件、また、工事車両	いと考えており、環境影響評価の中で
	のタイヤ等の洗浄を追加すべきである。	は、基本的な対策の内容を記載したいと
		考えております。

番号5~8は計画段階環境配慮書の案及び都市計画の構想段階評価書の案に共通して提出された意見書の内容です。

表8(4) 構想段階評価書の案についての一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解

	(4) 構想段階評価書の案についての一般からの意見 -	
番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
9	*共通8 掘削土壌の場外持ち出しはないのか p15「工事中の環境保全対策⑤土壌汚染対策…本事	土壌調査の掘削深度については、今 後、法令に基づき適切に設定していきま
	 業は「士壌汚染対策法」及び「県民の生活環境の保全等	す。また、掘削した土壌については、極
	に関する条例」の対象となることから、法令に基づき必	力、外部に搬出しないようにしますが、
	要な調査を今後実施する。」とあるが、調査深度につい	具体的には今後検討してまいります。
	ての考えが必要である。また、掘削した土壌を外部に持	
	ち出すかどうかも明記すべきである。	
10	*共通9 収集運搬車両の追加分を明記し計画段階配	配慮書においては、現況の収集運搬車
	慮事項に追加すべき	両台数について記載しております。
	p16「また、令和2年度における西尾市クリーンセ	なお、将来の収集運搬車両台数につい
	ンターへのごみ収集車等の関係車両は、日平均で約	
	560台である。」では不十分。今回の計画で、岡崎市八	
	帖クリーンセンター 100t 炉分を追加するのだから、	
	その収集運搬車の台数を現在の西尾市クリーンセンタ	
		書以降に記載します。
	図 2.2.4 関係車両の主要走行経路 p17 のどの道路	
	に、現状はどれだけで、岡崎市、幸田町のごみ処理追加	
	分でどれぐらいの交通量増加が想定されるのかを示し、	
	道路混雑度との関係が、3点と低かった p8 こともあ	
	り、混雑度がどうなるのか、また、関係車両走行による 大気、騒音、振動がどうなるかを計画段階配慮事項に追	
	加し、調査、予測、評価をすべきである。	
11	*共通10 位置、規模は配慮書の案で検討すべき	事業の位置の設定の考え方について
' '	p19「複数案の設定…位置及び規模に関する複数案	は、意見番号2で回答したとおりです。
	の設定は行わず、施設の配置及び構造等について複数案	また、ごみ焼却施設の処理能力の設定
	を設定する。」とあるが、配慮書が法制化された経過か	の考え方については、意見番号3で回答
	らして、事業の位置、規模はもっとも重要な項目であり、	したとおりです。
	本来はこの配慮書の案でこそ、検討内容とすべきであ	
	ී .	
	事業位置については、「2.1.4 建設予定地の選定経緯」	
	p6~p8にそれな 単付責料 機能と人口等との要類に関するトレンドグラフ	
	りにまとめてあ Male Color Col	
	るが、内容の分析	
	は不十分である。	
	規模について (A)	
	は、「2.2.4 都市計画 展 東 対 名 東	
	画配慮書対象事	
	乗の商元…この □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
	飛 却 旭 設 の 処 珪 能力約 310t/日	
	時の表現の	
	回四尾地球間球至社云が灰推進地域計画」	
	焼却処理量は人口が基本になると考えており、岡崎市、	
	幸田町で増加するために、西尾市は減少しても、全体と	
	~11 付計画段階環接配慮書の案及75数市計画の構想段階評価	

番号9~11 は計画段階環境配慮書の案及び都市計画の構想段階評価書の案に共通して提出された意見書の内容です。

表8(5) 構想段階評価書の案についての一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解

	意見の概要	都市計画決定権者の見解
11	(続き) して増加することになっており、現在の社会	
	常識とは反対の結果となっている。さらに操業を開始す	
	る 2030(令和 12)年からは、 どんどん人口が減少する	
	にも拘わらず、その動向さえ検討していない。	
	全国の自治体が将来構想等のために活用している「日	
	本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」(国	
	立社会保障・人口問題研究所)では、2015 年から	
	2045 年の将来人口を予測しているが、操業を開始す	
	る 2030(令和 12)年はさらに過大になっている。 人口	
	減少が顕著になる 2030 年以降の予測は岡崎西尾地域	
	循環型社会形成推進地域計画では行っていない。	
	「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」 2015 2020 2025 2030 2030 2035 2040 2045 岡崎市 381,051 387,405 390,594 391,187 392,572 西尾市 167,990 169,878 170,550 170,351 170,261 169,369 167,605 165,308 幸田町 39,549 40,867 1,844 42,573 44,743 43,027 43,115 43,012 合計 588,590 98,150 02,988 604,111 607,586 601,490 595,245 586,574 赤字は岡崎西尾 地域循環型社会形成推進地域計画 p43~p45	
12	*共通11 位置は配慮書の案で検討すべき	事業の位置の設定の考え方について
	p19「複数の都市計画の概略の案の設定…位置及び	は、意見番号2で回答したとおりです。
	規模に関する複数案の設定は行わず、施設の配置及び構	
	造等について複数案を設定する。」とあるが、「都市計画	
	運用指針」p275「2.廃棄物処理施設の計画に当たっ	
	ての留意事項 廃棄物処理施設の設置に当たり、都市計	
	画の観点として少なくとも以下の項目に留意すること	
	が望ましい。… (4)位置①主な搬出入のための道路が	
	整備されているか、整備されることが確実であることが	
	望ましい。②市街化区域及び用途地域が指定されている	
	区域においては、工業系の用途地域に設置することが望	
	ましい。③災害の発生するおそれの高い区域に設置する	
	ことは望ましくない。④敷地の周囲は、緑地の保全又は	
	整備を行い、修景及び敷地外との遮断を図ることが望ま	
	しい。…⑤ごみ焼却場等については、必要に応じ地域に	
	おける熱供給源として活用することが望ましい。この場	
	合は、関連する地域冷暖房施設等についても一体的に定	
	めることが望ましい。」とあり、環境影響評価法で配慮	
	書が法制化された経過からしても、事業の位置、 規模	
	はもっとも重要な項目であり、位置について本来はこの	
	配慮書の案、構想段階評価書の案でこそ、検討内容とす	
	べきである。	

番号 11~12 は計画段階環境配慮書の案及び都市計画の構想段階評価書の案に共通して提出された意見書の内容です。

構想段階評価書の案についての一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号 意見の概要 都市計画決定権者の見解 愛知県環境影響評価条例では、複数案 13 *共通12 複数案は煙突の配置と高さだけ 複数案として重要な事業の位置、規模を事前に決め一の設定の考え方として、「位置・規模」、「配 てしまっているため p19、複数案は煙突位置と煙突|置・構造」の観点から設定することとさ 高さだけという、配慮書の手続きをしなくても結論は|れています。 分かっていることだけである。「煙突の高い方が寄与 事業の位置、規模の設定の考え方につ 濃度は低く最大着地濃度出現距離は遠くなる。」 いては、意見番号2、意見番号3で回答 |p173 などでは、比較検討する意味がない。 規模につ|したとおりです。 このため、配慮書においては、「配置・ いての複数案を過大投資にならない観点からしっか 構造」について、重大な環境影響を把握 り検討すべきである。 する観点から複数案を設定しておりま 表2.2.6 設定した複数案 配慮書の案 p20 す。 内察 複数室 煙突西側配置 施設の配置 B客 煙突束側配置 80 m 施設の構造 ①家 (煙突の高さ)

第3章 都市施設の区域及びその周囲の概況

14 *3 河川氾濫による浸水に対する安全性を検討す べき

位置の選定経緯で、現に西尾クリーンセンターは、 河川氾濫による浸水に対する安全性は最低の1点p8 で「0.5m以上の被害が想定される。」p7となってい るため、まずその事実を正確に示すため、第3章 都|本計画」において、検討を行ってまいり |市施設の区域及びその周囲の概況に、洪水ハザードマ|ます。 ップを追記すべきである。

また、過去の洪水による氾濫被害の実績、河川氾濫 に対する対応策を具体的に記載すべきである。

その上で、河川氾濫による浸水に対する安全性が最 低の1点しかないことについての評価を示すべきで ある。



平成元年度以降の記録では、対象事業 実施想定区域において洪水による浸水の 実績はありません。

また、河川氾濫に対する対応策につい ては、今年度の「廃棄物処理施設整備基

15 *共通 13 西尾市クリーンセンターの南東でのダ イオキシン類濃度が最大なので注意を

西尾市クリーンセンターのダイオキシン類排出濃 度は、1号炉 0.0059、2号炉 0.0053、3号炉 0.0029pg-TEQ/m3 で排出基準の 5pg-TEQ/m3 以下であることをまず記載すべきである(西尾市クリ -ンセンターの維持管理の状況に関する記録、令和3 年度(2021年度))。

本ページでは周辺の環境の現況を示し ているため、維持管理状況等については 記載しておりませんが、ご指摘を踏まえ、 方法書以降の図書において、既存施設の 維持管理状況の記載について検討いたし ます。

番号 13、15 は計画段階環境配慮書の案及び都市計画の構想段階評価書の案に共通して提出された意見書の内容です。

表8	8(7) 構想段階評価書の案についての一般からの意	見の概要及び都市計画決定権者の見解
番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
15	また、環境濃度は北西の卓越風の影響を受けており、令和元年度は西尾市クリーンセンター内の 0.019pg-TEQ/m3 よりも、南東側 1km 弱の瀬戸公民館のダイオキシン類の環境濃度が 0.072pg-TEQ/m3 と、3倍以上であり、この地点で最大となる傾向は毎年同じなので p39、西尾市クリーンセンターの維持管理に十分注意すべきである。 ***********************************	濃度は、環境基準(O.6pg-TEQ/m³以下)に対して十分小さい値と考えておりますが、今後も施設の維持管理に十分注
16	*共通14 道路騒音の環境基準のあてはめの明記を p40「道路交通騒音の調査結果…令和元年度は全地 点で環境基準を達成していた。」とあるが、大気や水質の調査結果のように、環境基準値及びその根拠を追記すべきである。 騒音に係る環境基準はp121~122では、「一般地域」、「道路に面する地域」、幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準(特例)」の値が示してあるだけであり、どの様に適用するかが不明である。まず、「一般地域」で昼間は50~60dB(夜間も定めてあるが省略)と定められ、ただし書きで「道路に面する地域」は昼間60~65dBと緩めてあり、地域の類型により異なる。そのうえ、「幹線交通を担う道路のとして更に緩い環境基準が定めてある。しかも、この幹線交通を担う道路の定義は中央環境省の通知で「高速道路、自動車専用道路、国・県道、4車線以上の市道」と定めている。これらを適正にあてはめるためには、幹線交通を担う道路である条件を満たすかを確認できるようかどう方である条件を満たすかを確認できるようが、適時であるかどうがを記載しないといけない。番号1は名称から県道であるが、別定場所の津平消防庫は2車線の道路に面しており、その場合の環境基準は「道路に面する地域」をあてはめることになっており、地域の類型指定がどうなっているかにもよるが、昼間の68dBは「道路に面する地域」の昼間60~65dBを超えていることになる。事実を確認されたい。その北	限度の値、測定時間の時間区分及び測定場所はいずれも幹線交通を担う道路であることを示す内容を追記しました。 なお、番号2(津平消防庫:吉良町津平大入452)の測定地点は、主要地方道西尾幸田線(県道41号)から10m程度の位置にあり、「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準を当てはめることができる測定場所となっています。

側 70m も離れた主要地方道西尾幸田線の騒音が主た 番号 15~16 は計画段階環境配慮書の案及び都市計画の構想段階評価書の案に共通して提出された意見書の内容です。

表8(8) 構想段階評価書の案についての一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解

16 (続き) る音源だとしても、環境省通知の20mを 超えており、「幹線交通を担う道路に近接する空間」 の環境基準をあてはめることはできない。(参考)騒音 に係る環境基準の改正について:平成10年9月30日	
超えており、「幹線交通を担う道路に近接する空間」 の環境基準をあてはめることはできない。(参考)騒音	
に係る環境基準の改正について:平成10年9月30日	
環大企257号	
2 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路を	
いうものとする。	
(1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般	
国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては	
4車線以上の区間に限る。)。	
(2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道で	
あって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定め	
る自動車専用道路。	
地域の指定の周知に併せて、幹線交通を担う道路の	
定義を、都道府県の公報に掲載するなどにより、関係	
住民等に周知させるよう配慮されたい。	
3 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次	
の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその	
範囲を特定するものとする。	
(1)2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路	
15メートル	
(2)2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道	
路 20メートル	
表 3.1.15 道路交通騒音調査結果 (令和元年度) 配慮書の案 p40 断	
号 端足場所	
1	
2 輸出每用技學大入 6月 4日 68 64 0 64 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	弁に即士フ
17 *共通15 要請限度は正確に、環境基準あてはめば ご指摘を踏まえて、要請限限	
重複 注釈の記載内容を修正しました。	
p124、自動車騒音要請限度の注1)の「…措置を執 また、「自動車騒音に係る要請 また、「自動車騒音に係る要請 また、「自動車騒音に係る要請 また、「自動車騒音に係る要請 またいる ままり きゅうしゅう はんしょう はんしょう こうしゅう はんしょう はんしょく はんしょう はんしょう はんしょう はんしょく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんし	
るべきことを要請する際の限度をいう。」という表現 注2) 「幹線交通を担う道路」 で、騒音規制法第17条に基づくこと及び「措置を執る) 「幹線交通を担う道路に過	
で、融合規制法第17条に基づくこと及び「指直を執」3)「軒級父連を担つ道路に対 るべきことを要請するものとする。」と市長の責務と「域」の定義については、より	
して定められていることを止催に表現すべきである。 い図書とするため、表ごとに記 また、「自動車騒音に係る要請限度」の、注2)「幹しととしました。	心戦化りる
線交通を担う道路」の定義、注3)「幹線交通を担う」	
道路に近接する区域」の定義は、自動車騒音に係る要	
請限度とは無関係である。この注は環境基準のあては	
めについての環境庁通知であり、p122の注1)、注2)	
ですでに注記済みであり、重複記載する必要はない。	

番号 16~17 は計画段階環境配慮書の案及び都市計画の構想段階評価書の案に共通して提出された意見書の内容です。

表8(9) 構想段階評価書の案についての一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解

		見の概要及び都市計画決定権者の見解
番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
18	*共通16 道路交通振動の評価は要請限度では不十分	
	p40「道路交通振動の調査結果…いずれの地点も昼	
	夜ともに要請限度と適合している。」とあるが、いく	との対比による評価とともに、人が振動
	ら環境基準がないとはいえ、要請限度は、振動規制法	を感じ始める値である振動感覚閾値(55
	第16条で、市町村長は、道路交通振動が環境省令で	デシベル) を下回っている旨の記載を追
	定める限度(要請限度)を超えていることにより道路の	記しました。
	周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めると	
	きは、道路管理者に対し道路交通振動の防止のための	
	舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、	
	又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定に	
	よる措置を執るべきことを要請するものとする。とい	
	うものであり、このような値で評価するのは環境影響	
	評価の精神から大きく離れる。人が振動を感じ始める	
	値(振動感覚閾値55デシベル)を用いるべきである。	
	現に、豊橋田原ごみ処理施設整備事業では、焼却処	
	理能力を減少させて環境影響評価をやり直している	
	が、道路交通振動については「ア環境影響の回避・低	
	減に係る評価…廃棄物等の搬入及び搬出に伴う振動	
	レベルは、人が振動を感じ始める値(振動感覚閾値	
	55 デシベル)以下となるものと予測されるが、さら	
	に、環境保全措置を実施することから、振動に係る環	
	境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回	
	避・低減が図られている。」(変更準備書2021年10	
	月p622)としている。	
19	*共通 17 道路交通振動に係る要請限度を正確に	ご指摘を踏まえて、要請限度に関する
	p126「道路交通振動に係る要請限度」の注)で「…	注釈の記載内容を修正しました。
	措置を執るべきことを要請する際の限度をいう。」と	
	いう表現を、振動規制法第16条に基づくこと及び「措	
	置を執るべきことを要請するものとする。」と市長の	
	責務として定められていることを正確に表現すべき	
	である。	
20	*共通 18 一律排水基準(生活環境項目)は適用され	施設排水については、プラント排水と
	るのか	生活排水があります。このうち、プラン
	p131「一律排水基準…特定事業場からの排水が	ト排水については、場内利用し公共用水
	50m3/日を超える場合には、表 3.2.33 に示す排水	域には排水しません。このため、施設か
	- 基準が適用される。」とあるが、他の大気、騒音など	らの排水は生活排水のみとなりますが、
	と同様に、特定事業場からの排水が 50m3/日を超え	現時点では排水量は未定となっておりま
	るかどうかを記載し、計画施設がこの排水基準が適用	
	されるかどうかを判断できるようにすべきである。	
	- 「生活排水及び雨水は、処理を行ったのち、既存の水	
	路等を通じて須美川へ放流する」p14 とあるため、	
	その排水量を明記すべきである。	
	また、排水量を明記した上で、大気、悪臭、騒音、	
	振動 p8 に加えて、厳しい自主規制値を設定すべきで	
	ある。	

番号 18~20 は計画段階環境配慮書の案及び都市計画の構想段階評価書の案に共通して提出された意見書の内容です。

表8(10) 構想段階評価書の案についての一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解

	(10) 構想段階評価書の案についての一般からの意	
番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
21	*共通 19 西尾市の公害防止の指導基準は適用され	施設排水については、意見番号 20 で
		回答したとおりです。
	p135「西尾市では、新設の工場及び事業場につい	
	ては、公害防止法令に定める特定施設を有し法規制の	
	対象となる工場及び事業場に対し表3.2.37に示す指	
	導基準を定めている。」とあり、浄化槽からの排水基	
	準として BOD、COD、SS が定められているが、他	
	の大気、騒音などと同様に、計画施設が適用されるか	
	どうかを示すとともに、自主規制値に追加することを	
	記載すべきである。	地工业の利用の左無についけ、合圧的
22	*共通 20 水量測定器設置義務はあるのか	地下水の利用の有無についは、今年度
	p136「西尾市は、「県民の生活環境の保全等に関する名別」による場合は1981年間の1981年に対象しています。	
	する条例」による揚水規制の規制区域には該当してい	
	ないが、水量測定器設置義務区域に該当することか	
	ら、揚水設備のうち、揚水機の吐出口の断面積が 19 平方センチメートル(ふたつ以上ある場合はその断面	
	種の合計)を超える揚水設備を設置している場合は、	
	模のロゴアを超える場が設備を設置している場合は、 水量測定器を設置し、地下水の揚水量を測定し、その	
	が重別と話さる設置し、地下がの場が重さ別だし、 Cの 結果を知事に報告しなければならない。」とあるが、	
	そもそも地下水揚水設備を設置する計画かどうかを	
	記載し、水量測定器設置義務があるかどうかを判断で	
	きるようにすべきである。	
笋 /	章 都市計画における評価項目及び評価の方法	
23	*共通 21 大気質の予測手法プルーム・パフ式では、	2.カーンはエニュ 笠の詳細なる別のチ
		法については、対象地域が通常より拡散
	p162 「調査、予測及び評価の手法(大気質)…予測	
	の基本的な手法:プルーム式等による簡易的な拡散計	
	算により、年間の平均的な気象条件時における煙突か	
	らの寄与濃度について予測する。」(構想段階評価書の	
	案 p178 「有風時寄与濃度計算…拡散式は以下の点	
	煙源プルーム式を用いた。静穏時寄与濃度計算…拡散	
	式は以下の簡易パフ式を用い、静穏時の寄与機度を計	
	算した。」)とあり、大気質の予測手法で"プルーム・	
	パフ式"を用いることになっているが、この予測式は、	
	「平たん地で風下に向かって連続して拡散される定	
	常状態の汚染物質濃度の予測値を求めるのに適「平坦	
	地」の予測に用いる"プルーム・パフ式"で対応でき	
	るかどうかの検討が必要である。	
	横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会が、独自に現	
	地で実験し「科学的にはもっと正しい方法がある」と	
	公害調停を申請した結果、2017 年 2 月 20 日に公	
	害調停合意が成立し、「環境影響評価の大気汚染予測	
	の方法について、科学的知見に基づき最適な予測手法	

番号 21~23 は計画段階環境配慮書の案及び都市計画の構想段階評価書の案に共通して提出された意見書の内容です。

表8(11) 構想段階評価書の案についての一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
23	(続き)を用いるものとする。」と、これまで大気	
	拡散予測時に採用されている「プルーム・パフ」モデ	
	ルではなく、3 次元流体モデルなど最適な方法を採用	
	すべきという合意がされた。国士交通省からは「合意	
	内容については誠実に対応していく」とのコメントを	
	引き出したものである。こうした点は愛知県でも明確	
	になり、県環境影響評価条例に基づく尾張北部環境組	
	合ごみ処理施設整備事業の配慮書に対し、2019年7	
	月5日に知事意見で"事業実施想定区域が木曽川沿い	
	に位置しているため特異な風向・風速を有すると考え	
	られること、煙突の高さが航空法の制限を受けるため	
	ダウンドラフト等により塩化水素等の短期濃度が高	
	くなることが懸念されることから、大気質について、	
	適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。"	
	としている。	
第5	5章 評価の結果	
24	*4 事業期間長期化リスクは検討不十分	駐車場については、現在、来客者と職
	事業期間長期化リスクは、「建設予定場所の現況は	員が利用していますが、新施設の工事中
	主に駐車場等となっており、既存施設撤去による事業	は来客用の駐車場利用を中止するととも
	期間長期化リスクはない。」p208 とあるが、主に駐	に、職員用の駐車場は建設予定地以外の
	車場ではあるが、管理棟が存在し、その代替施設を何	敷地内に確保する計画としております。
	処かに作らなければ事業期間長期化リスクがあるは	なお、建設予定地の駐車場は搬入車両の
	ずだが、どの様に考えているのか。	待機場にはなっておりません。
	また、駐車場が全てなくなるような計画であるが、	
	この駐車場は、どの様な用途で使用されているのか、	
	搬入車両の待機場になっているのではないか。それな	
	ら、充分な広さの待機場を何処かに確保できるのか。	
	事業期間長期化リスクにはならないのか。	
25	*共通 22 年平均値と年間 98%値等の関係式は正	寄与濃度については、表記上は小数点
	しいのか	第4位まで記載していますが、小数点第
	p173(構想段階評価書の案 p182)予測結果の将来	4位以降も数値が存在しており、それを
	濃度(年平均値)から、年間 98%値または2%除外値	含めて日平均値の2%除外値または年間
	を計算しているが、その関係式で試算(表の右端の赤	98%値への換算を行っております。
	宇)すると、予測結果とはならないが、その理由を確	
	認すべきである。	
	私連算の策 9173 差 5.1.6 予測機量 類型設備の業 9182 ※ 18	
	項 目 様次点 5 シン 常成 (年平均的) (年平均的) 2 生態を積 (東京 中	
	(計画性を分数物質 50m 0.011 0.002 0.012 0.015 0.13 0.011 0.011 0.011 0.01 0.01	
	(og "132/m") S9m 0.012 0.0007 0.0127 - 89 1.3km	

番号 23、25 は計画段階環境配慮書の案及び都市計画の構想段階評価書の案に共通して提出された意見書の内容です。

表8(12) 構想段階評価書の案についての一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号 意見の概要 都市計画決定権者の見解

その他の事項

26 *1 構想段階評価書の案への意見に見解を示すこ とを明記すべき

「西三河都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)|見については、ご意見に対する都市計画 岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る都市|決定権者の見解を示すとともに、その内 計画の構想段階評価書の案」は、「西三河都市計画ご|容をホームページにて公表することを考 み処理場(一般廃棄物処理施設)岡崎西尾地域広域ごみえております。 処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書の案上 と同じ様な内容だが、その意見はどのように取り扱う のか。はじめにで「「都市計画運用指針」(令和3年11 月一部改定)に基づき、都市計画の構想段階手続きと して、都市施設についての概略の案に対して、評価項 目を設定し、その評価結果をとりまとめたものであ る。」とあるが、概略の案に対する評価結果をとりま とめたもの、だけなのか。「都市計画運用指針」にも 意見の聴取、意見の扱いについては触れていない。「岡 崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る計画段 階環境配慮書の案及び都市計画の構想段階評価書の 案を公表します」 として意見を募集しているが、「意 見書の取扱いについて…記載していただきました内 |容について、住所、氏名を除いて公開する場合があり ます。いただきました意見について個別に対応は致し かねます。あらかじめご了承ください。」しか記載が ない。「都市計画運用指針」p349で「都市計画決定 権者は、構想段階評価の結果及び当該評価結果に係る 住民意見等を踏まえ、…都市計画の概略の案を決定す るものとする。」とある以上、各意見を正確に紹介し、 それぞれに都市計画決定権者の見解を述べることを 明記すべきである。

都市計画の構想段階評価書の案に対し ていただいた都市計画の見地からのご意

27 *5 地域における熱供給源として活用することを 検討すべき

「都市計画運用指針」p275では、「2.廃葉物処理|っては地元の理解が非常に重要なもので 施設の計画に当たっての留意事項 廃棄物処理施設の|あり、選定段階において複数の候補地を 設置に当たり、都市計画の観点として少なくとも以下|公表することは、それぞれの地元に多大| の項日に留意することが望ましい。…(4)位置 ①主|な影響を及ぼすことが懸念されます。こ な搬出入のための道路が整備されているか、整備され|のため、候補地決定後に構想段階評価書 ることが確実であることが望ましい。②市街化区域及|の手続きを実施しております。 び用途地域が指定されている区域においては、工業系 |の用途地域に設置することが望ましい。③災害の発生|施設として、今年度の「廃棄物処理施設 するおそれの高い区域に設置することは望ましくな|整備基本計画」において、検討を行って い。④敷地の周囲は、緑地の保全又は整備を行い、修まいります。 景及び敷地外との遮断を図ることが望ましい。…⑤ご み焼却場等については、必要に応じ地域における熱供

事業の位置については、ごみ処理施設 という性質上、建設候補地の選定にあた

地域冷暖房施設については、余熱利用

表8	(13) 構想段階評価書の案についての一般からの意	見の概要及び都市計画決定権者の見解
番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
27	(続き)給源として活用することが望ましい。この場合は、関連する地域冷暖房施設等についても一体的に定めることが望ましい。」とあり、環境影響評価法で配慮書が法制化された経過からしても、事業の位置はもっとも重要な項目であり、本来はこの構想段階評価書の案でこそ、検討内容とすべきである。少なくとも、地域冷暖房施設についての検討結果を示すべきである。	
28	部施設の解体を行う可能性がある。」が、現西尾市クリーンセンターは、いつまで稼働するのか、本格的解体はいつからか、それらは今回の環境影響評価手続きにどう含まれるのかを示し、工事工程表に現施設の解体時期を追加すべきである。 景観予測を見ると、現施設の煙突と、新施設の煙突と、2本の煙突があることになっているため、新施設	本事業では、新施設の建設工事以前に現施設のうち新施設建設に支障となる一部施設の解体を行う可能性がありますが、具体的には検討中の段階です。また、新たな施設が稼働した後に現施設を解体する予定ですが、具体的な解体時期は未定です。なお、駐車場については、現在、来客者と職員が利用していますが、中止すると、財産を関係する計画としております。また、現施設の解体を行う場合に、現施設の解体を行う場合に、現施設の正常稼働には影響がないように検討してまいります。

番号 28 は計画段階環境配慮書の案及び都市計画の構想段階評価書の案に共通して提出された意見書の内容です。

表8(14) 構想段階評価書の案についての一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
29	①施設構造(煙突の高さ)について	施設構造の煙突高さについては、今年
	コスト面や景観よりも他地域より周辺住民は少	度の「廃棄物処理施設整備基本計画」に
	ないとはいえ今迄はもとより、永年にわたり当地域に	おいて、検討を行ってまいりますが、今
	はまた大量に汚染は蓄積され続ける訳でありますの	後併せて実施する環境影響評価の手続き
	で、住民の健康には十分配慮し、少しでも地域住民の	の中で、施設の稼働による大気質等の予
	不安を軽減して頂きたい。	測評価をお示しするとともに、説明会等
		を通じて地域住民の方へ内容のご説明を
		行い、不安を軽減していただけるように
		努めてまいります。
30	②次期廃炉される時には是非西尾市以外でお願い	今後の計画については、未定となって
	したい。	おります。
31	③完成稼働時には大気汚染数値は基準値と合わせ	現在の施設についてもクリーンセンタ
	て、毎月公報に掲載し、汚染状況を報告して頂きたい	ーの維持管理の状況に関する記録とし
		て、年に複数回実施している排ガス中の
		ばい煙等の測定結果を事業者のホームペ
		ージで公表しております。新施設につい
		ても、同様に排ガス測定結果等の情報公
		開に努めてまいりたいと考えておりま
		す。なお、情報公開の方法としては、基
		本的には事業者のホームページで行うこ
		とを検討しております。
32	④住民等意見聴取は出来れば地元住民の意見もし	今後の手続きにおいても、住民の方の
	っかり聴いて頂きたい。	意見聴取の機会を設けるとともに、説明
		会等を通じて地域住民の方へ内容のご説
		明を行っていく計画としております。

(2)「構想段階評価書」に係る関係行政機関からの意見

「構想段階評価書」について、関係行政機関からの意見はありませんでした。

参考 「計画段階環境配慮書」に係る愛知県知事の意見

本都市計画の手続と同時に公表した環境影響評価手続の「計画段階環境配慮書」に対し、愛知 県知事から意見が通知されました。「計画段階環境配慮書」に対する意見は、構想段階評価書に係 る内容が含まれることから、その概要と都市計画決定権者の見解を、表9に示します。

表9(1) 計画段階環境配慮書についての愛知県知事からの意見及び都市計画決定権者の見解

表9(1) 計画段階境原配慮書についての愛知	県知事からの息見及ひ都中計画決定権者の見解
愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
都市計画決定権者は、以下の事項について十分	配慮書に関する愛知県知事意見を十分に検討
に検討した上で、事業計画を策定するとともに、	した上で、事業計画を策定するとともに、環境影
環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)	響評価方法書(以下「方法書」という。)以降の
以降の図書を作成する必要がある。	図書を作成します。
1 全般的事項	
(1) 配慮書において設定された複数案を単一案	配慮書において設定した複数案を単一案に絞
に絞り込んだ経緯及びその内容について、方	り込んだ経緯及びその内容については、第2章に
法書において丁寧に記載すること。	記載しました。
(2) 事業計画の検討に当たっては、環境の保全に	事業計画の検討に当たっては、高効率な排ガス
関する最新の知見を踏まえ、環境影響をでき	処理設備の導入など、環境の保全に関する最新の
る限り回避、低減すること。	知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減
	するよう努めます。
(3) 廃棄物の排出抑制に向けた取組を進めると	廃棄物の排出抑制に向けた取組を進めてまい
ともに、計画施設の処理能力の算定根拠を分	ります。
かりやすく示すこと。	また、計画施設の処理能力の算定根拠は第2章
	に記載しました。
(4) 事業実施想定区域内の既存のごみ処理施設	事業実施想定区域内の既存のごみ処理施設等
等について、本事業の一部として、解体又は	について、新施設建設に支障となる一部施設(管
撤去が行われることとなった場合には、その	理棟、リサイクルプラザ棟、車庫棟、洗車場)の
影響を含めて環境影響評価を適切に実施する	解体を行うこととなったため、本事業の一部とし
こと。	てその影響を含めて環境影響評価を適切に実施
	します。
2 大気質	
事業実施想定区域南側に山地があり、風向・風	事業実施想定区域南側に山地があることから、
速がその地形による影響を受けている可能性が	大気質についての適切な予測・評価の手法とし
考えられることから、大気質について適切な調	て、地形を考慮した大気質の予測を行うことを検
査、予測及び評価の手法を検討すること。	討し、その結果を第7章に記載しました。
3 騒音	
計画施設の試運転時には、既存のごみ処理施設	施設からの騒音については、既存のごみ処理施
と同時に稼働することが見込まれることから、施	設稼働時の騒音の状況を把握するとともに、計画
設からの騒音に対する適切な調査、予測及び評価	施設の試運転時も含めた影響の予測・評価を行い
の手法を検討すること。	ます。
4 動物	
事業実施想定区域からの排水の放流先である	事業実施想定区域からの排水の放流先である
須美川において、水生生物に対する適切な調査、	須美川の上流及び下流における水生生物に対す
予測及び評価の手法を検討すること。	る調査、予測及び評価の手法を検討し、その結果
	を第7章に記載しました。

都市計画決定権者の見解に記載のある章番号については「環境影響評価方法書」におけるものです。

表9(2) 計画段階環境配慮書についての愛知県知事からの意見及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見 都市計画決定権者の見解

5 景観

計画施設及び煙突の存在に伴う景観への影響が懸念されるため、これらの形状及び色彩に配慮した事業計画とするとともに、十分な現地踏査を実施した上で、適切な予測地点及び評価地点を検討すること。

周辺地域との調和を図るよう、建築物の色調、 デザイン等について検討し、施設の形状及び色彩 にも配慮した事業計画とします。

また、予測・評価地点については、十分な現地 踏査を実施した上で検討し、その結果を第7章に 記載しました。

6 温室効果ガス等

発電効率の高い廃棄物発電設備の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用など、温室効果ガスの低減に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、 予測及び評価の手法を検討すること。 廃棄物発電設備の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用など、温室効果ガスの低減に配慮した事業計画を検討してまいります。また予測・評価については、施設で使用するエネルギーにより発生する温室効果ガスとともに、廃棄物発電により発生する電力等による温室効果ガスの削減効果についても予測・評価を行うこととし、その結果を第7章に記載しました。

7 その他

方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。

方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めます。

都市計画決定権者の見解に記載のある章番号については「環境影響評価方法書」におけるものです。

9. 都市計画の手続等

(1) 都市計画の手続

都市計画運用指針に基づく構想段階手続、計画段階手続の流れは、図6に示すとおりです。 今後は、以降に実施される計画段階手続を進めてまいります。

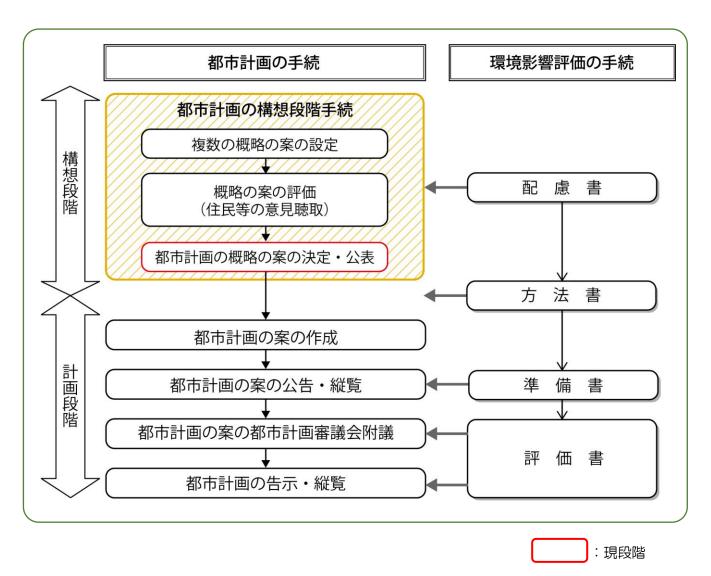


図6 都市計画及び環境影響評価の手続

(2) 都市計画の概略の案の公表

公表場所	公表期間	公表時間
西尾市環境部環境業務課 (西尾市クリーンセンター) 西尾市都市整備部都市計画課 西尾市役所一色支所 西尾市役所吉良支所 西尾市役所幡豆支所 西尾市役所幡豆支所 幸田町環境経済部環境課	令和4年11月 1日(火)から 11月30日(水)まで ≪土曜日、日曜日、祝日は除きます。≫	午前8時30分から 午後5時15分まで

注) 西尾市のウェブページからもご覧になれます。

(https://www.city.nishio.aichi.jp/kurashi/gomi/1001396/1007002/1007550.html) 環境影響評価方法書についても同時期に縦覧を実施します。

(3) 都市計画の概略の案の説明会の開催

/a/ al. al = -> b/a== -> l/a = -> b/a== -> b al==		
日時・会場	令和4年11月15日(火)午後7時から 西尾市クリーンセンター 2階研修室 (西尾市吉良町岡山大岩山65番地)	
	令和4年11月20日(日)午前10時から 西尾市役所 5階 51会議室 (西尾市寄住町下田22番地)	
備考	環境影響評価方法書に関する説明会との同時開催となります。 事前の参加申し込みは不要です。直接会場へお越しください。	

(4) 問合せ先

問合せ先	西尾市 環境部 環境業務課 〒444-0531 愛知県西尾市吉良町岡山大岩山 65 番地 TEL:0563-34-8112
------	---